

多久市病院事業清算特別会計条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 8 日

多久市長 横 尾 俊 彦

多久市条例第 6 号

多久市病院事業清算特別会計条例

(設置)

第 1 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 0 9 条第 2 項の規定により、多久市病院事業の清算に関する経理を明確にするため特別会計を設置する。

(歳入及び歳出)

第 2 条 この会計においては、財産収入及びその他の諸収入をもってその歳入とし、病院事業清算費をもってその歳出とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 多久市病院事業会計に属する権利及び義務で、多久市国民健康保険病院事業の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例附則第 3 項に規定するもの以外のものについては、多久市病院事業清算特別会計に帰属するものとする。